

甲斐市議会 総務教育常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年2月17日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	加藤敬徳君
	清水和弘君		赤澤厚君
	芥藤芳夫君		有泉庸一郎君
	小浦宗光君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議長 山本英俊君

説明のため出席した者の職氏名

総合戦略部長	横森貴志君	生活環境部長	長田裕二君
教育部長	小澤明君	経営戦略課長	丸山英資君
市民活動支援課長	相川泰史君	生涯学習文化課長	高須秀樹君
経営企画係長	森澤篤史君	市民活動支援係長	羽中田和幸君
市民生活係長	日本修君	文化財係長	齋藤一也君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山田洋	書記	森田公
書記	長田大地	書記	中込美智子

内容

- 1 甲斐市公共施設等総合管理計画の改訂について（経営戦略課）
- 2 甲斐市文化財保存活用地域計画（案）のパブリックコメント等の結果について（生涯学習文化課）
- 3 （仮）甲斐市自治会事業応援補助金について（市民活動支援課）
- 4 保護司に対する補助金について（市民活動支援課）
- 5 自治会に関するアンケート調査結果について（市民活動支援課）
- 6 甲斐市民温泉の運営・温泉施設事業運営検討委員会答申について（市民活動支援課）
- 7 その他

開会 午後 1時27分

○書記（森田 公君） ご参集大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、委員長挨拶。

内藤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 皆さん、改めましてこんにちは。

ご参集大変ご苦労さまでございます。

教育委員会のほうから連日、コロナ感染の学級閉鎖等の連絡をいただきまして、非常に危惧するところですが、一日も早い収束を願うところでございます。また、教育現場の先生方も非常に苦慮しているところではございますけれども、我々もできることは一生懸命やっていくことが大事かなと思います。

それと同時に、移さない、移らないという自己防衛のことに関しても、それぞれが取り組むべきではないかなというふうに思っておりますので、委員各位もよろしくお願いいたしますと思います。

昨日、市の当初予算278億ですか、告示されました。この後、第1回定例会で可決されるわけですが、その間でご審議をいただきたいというふうに思います。

今日は何件か案件があるわけですが、特に温泉施設の答申が出ています。それについても、委員各位の闊達なるご意見をお願いしたいというふうに思います。

案件に関しては、審議がスムーズに進行されますよう、委員各位のご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会します。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑はさきの申合せのとおり、会派1名といたします。質問は1問、再質問は1回までとします。

○委員長（内藤久歳君） それでは、次第3、内容に入ります。

初めに、（1）甲斐市公共施設等総合管理計画の改訂について、当局より説明をお願いいたします。

丸山経営戦略課長。

○経営戦略課長（丸山英資君） お疲れさまでございます。

本日もよろしくをお願いいたします。

経営戦略課から目次の内容（1）甲斐市公共施設等総合管理計画の改訂につきましてご説明申し上げます。

お手元に計画書案をお配りさせていただきましたが、本日は改訂のポイントを抜粋いたしました委員会資料においてご説明させていただきますので、ご承知いただきたいと思っております。委員会資料の1ページをお願いいたします。

（1）公共施設等総合管理計画の策定の背景につきましては、平成26年4月、国から各地方公共団体におかれては、次の状況を踏まえまして、速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請があったところでございます。

状況は、我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。一方、地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予測されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することが必要であります。

2といたしまして、本市計画の概要につきましては、平成29年2月に策定をしております。本計画におきまして、本市における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等の取り巻く現状や、将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に策定したところでございます。

枠内にありますとおり、計画期間は平成29年度から令和28年度までの30年間、対象施設は公共施設208施設、またインフラ資産の道路や橋梁、上下水道施設であります。

次に、3、計画の改訂理由につきましては、平成30年2月、本計画の策定後、国より本計画の改訂指針が公表され、令和3年度中の計画改訂の要請を受けました。

資料の2ページをお願いいたします。

また、令和3年1月には見直しに当たっての留意事項が通知され、計画期間中ではありませんが、令和2年度に策定いたしました個別施設計画の内容等を含めた改訂を行うものであります。

主な改訂のポイントといたしましては、下の黒枠のとおり（1）人口推移、財政状況の見直し等による現状課題の認識を示し、基本方針の再整備としては、点検・診断、ユニバーサルデザイン化及び統合・廃止の推進、また全庁的な取組体制を構築し、耐震化やPDCAサイクル、長寿命化の推進。

（2）といたしまして、施設カルテに合わせた各データの時点更新につきましては、現状や課題に関する基本認識、過去の対策の実績、施設保有量の推移、有形固定資産減価償却率の推移を把握。

（3）といたしまして、将来の更新費用の再推計につきましては、現在要する維持管理経費に対して、単純更新した場合、長寿命化対策を反映した場合の見込額の比較、そして対策の効果額の再推計の実施。

4つ目といたしまして、個別施設計画との整合性の確認、推進体制の整理などにつきましては、個別施設計画に基づき、維持管理、更新等にかかる中長期的な経費の見込み等について再整理となっており、この4項目を踏まえた内容の一部改訂を行ったところであります。

次に、4、公共施設等マネジメントの基本方針でございますが、改訂に当たりまして方針1、管理コストの縮減と財源確保、方針2、予防保全による長寿命化、資料の3ページをお願いいたします。方針3、施設総量の削減と配置の適正化、方針4、全庁的な公共施設等マネジメントの推進、この4つの方針を基に施設の経営管理を推進していくものであります。

5、数値目標、削減すべき更新等費用の算出でございますが、今後も現在の公共施設を保有し続ける場合、40年間の将来の更新等費用の推計額は約812億円、年平均20.3億円が必要となります。アンダーラインのとおり、過去の平均の投資的経費は年平均14.8億円であり、年間で約5.5億円が不足することとなり、この不足額を投資経費内に収めるためには、将来の更新費用を27.1%程度削減する必要があります。

このため、保有量の削減目標の設定といたしまして、下段のアンダーラインのとおり公共施設の保有量の目標といたしまして、延床面積を30年間、令和28年度までに約20%の削減を目指すものであります。

資料の4ページをお願いいたします。

公共施設保有量の推移の表の下段に記載してございますとおり、目標削減面積を達成する

には、令和3年度時点の延床面積の総計20万5,385平米から、約20%に当たる約4万1,000平米の削減が必要となります。

一方、2) インフラ資産は、市民の生活を支える社会基盤施設であり、一度整備した施設を廃止することは現実的ではなく、現時点では基本的に総量の縮減が困難であることから、予防保全型の維持管理への転換などにより、長寿命化を進め、維持更新費用の抑制、平準化を図り、持続可能な施設保有を目指すものであります。

資料の5ページをお願いいたします。

6、長寿命化対策につきましては、1) 公共施設では単純更新では建築後30年を目安に実施することとしておりました大規模改修工事を、建築後30年と60年の2回実施することで、建物の耐用年数をこれまでの60年から75年に延長し、15年の長寿命化を図るものであります。

次に、2) インフラ資産については、下段の図のとおり今までの事後保全型に予防保全を取り入れ、老朽化の速度を抑えることで耐用年数を3割程度延ばし、更新費用の縮減を図ります。

資料の6ページをお願いいたします。

7、長寿命化及び総量削減による効果でございますが、将来的に必要となる公共施設とインフラ資産の更新等にかかる費用の総額は約1,905億円、年平均で約47.6億円となり、投資的経費、実績額の約25.6億円と比較し、年間約1.9倍の費用を想定しております。

アンダーラインに記載のとおり、長寿命化及び総量削減を図ることで約1,345億円、年平均で約33.6億円となり、投資的経費実績額の約25.6億円と比較し、年間約1.3倍に抑えることができます。

8、長寿命化及び総量削減対策の効果額につきましては、下段の表のとおり単純更新及び長寿命化対策を行った場合と、長寿命化と総量削減を合わせた場合を比較いたしますと、総額約559億円、約29%の投資的経費の削減を図ることができます。

以上のとおり、公共施設等の維持管理にかかる将来的な費用は多額であることから、あくまで計画的な目標数値でございますが、更新時期に対する事前の対策・対応は不可欠でありまして、健全財政の維持のため、全庁体制で取り組む課題であると言えます。

資料の7ページをお願いいたします。

この課題に取り組むには全庁的な組織体制を構築し、情報の管理・共有、そしてフォローアップが必要であると考えます。下の図にもございますとおり、計画を効果的に推進するた

めに公共施設等マネジメント会議を設置し、P D C Aサイクルによる進捗管理や改善を行い、全庁的な合意形成を図ります。

今回の改訂に伴いまして、計画を着実に推進するため新たにチェック機能として、所管課が主体的に状況判断して迅速かつ的確に対応できるようOODAループにより、さらに取組を細分化し管理体系を整え推進していきます。

また、これを実現するため、現在も実施している各施設の運営状況や建物の劣化状況などを把握する施設ごとのカルテを、より高度化したデータベースの改善にも努めます。これは施設情報を一元的に管理・共有化するだけでなく、現状等を分析し、施設の計画的な改修や建て替えを効率的かつ着実に実施するもので、全体的な状況、計画進捗の把握により大規模改修や除却による将来的な更新期、費用等の推計等の分析を行うことが可能となります。

以上で、内容（1）甲斐市公共施設等総合管理計画の改訂について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで委員並びに各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また質問、答弁は簡潔、明瞭にさせていただけますようお願い申し上げます。

それでは、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） この公共施設の総合管理計画、確かに30年、40年のスパンでやればこういう数字も出てくると思うんだけど、この数字にとらわれずに、やることをとにかくやると、一番最後に書いてある9番の全庁的取組、これが一番大切だと思うんですよね。

戦略課ばかりじゃなくて、この内容見るとみんな関係してくる公共のものが全部、例えば議会で言っても総務教育委員会ばかりでなくて、建設もそうだし、厚生もみんな関わり合ってくるわけですよね。そうであればこの全庁的な取組体制の構築というのが一番僕は大事だと思う。この辺をしっかりと職員の皆様も肝に銘じてやって、それでしっかりとこの公共の管理計画に参画していくと。ぜひ、そのように皆さんに、自分自身もそうなんだけれども、やっぱり周知していくということが大切ではないかなと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 答弁は。

○委員（有泉庸一郎君） いいです、この書いてあるとおりにやってもらえれば。

○委員長（内藤久歳君）　　ということでよろしくお願ひいたします。

ほかにございますか。

よろしいですか。重要な計画ですけれども。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君）　　今、有泉委員が言ったとおりなんですけれども、多岐にわたって課が、所管している二百幾つかな、施設の中でいろいろ施設があるんですけども、一番前から気になっているのが、国から補助金をもらって建築した建物とか何かというのは、何年間とかそういう経緯があつてなかなか解体とか手放すことができないというのをちょっと聞くんですけども、これは例を言えばあそこの休養村センターみたいな。あれは農林振興の関係だから、農林省から補助金もらって建てた建物なので、結構古くて今利用ほとんどしていない状況なんですけれども、なかなか市で処分できないというようなことも聞いた経緯がある。課が違うからちょっと分からんかもしれないけれども、そんなようなことも聞いた経緯があるんですけども、そういったもののところの把握は今、総合戦略課のほうでは理解できているのか、それはどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君）　　丸山経営戦略課長。

○経営戦略課長（丸山英資君）　　本来、補助事業というのは目的を持ったものに対して頂けるものであつて、国の補助金でいくとおおむね10年間は、要するに目的以外に使えないというところがあるんですが、それ以外に財政の中に起債とかもございますので、あくまでもそういうものが改修できなければ取壊しはできないと我々は思っているんですけれども、今回のこの公共施設の管理計画につきましては、まさしくおのおのの所管で管理しているんですが、要するにこれを一元化することによって、これまでのカルテも新しくこのOODAという方式で計画をつくったものを、ちゃんとカルテの更新や優先づけ、また対策の決定とかという、おのおのものをチェックできる機能が増えていますので、引き続き確認しながらやっていきたいと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

○委員長（内藤久歳君）　　赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君）　　ありがとうございました。

一応、施設が208という中で、いろいろ今言ったように数が多くて、いろんな所管課絡めていろんな利用方法もしたし、現状というのはほとんど利用しなくてそのままのところもあるんだろうし、その辺のところをきちっと精査しながら、さっき言ったとおり各課で、全庁舎挙げて各課で取りかかつて、正直言って合併前から各市町で抱えていた施設が結構あつて、

これが今ちょっと統廃合をして一つにして、やっぱりある程度そういったものを削減しなきゃならんということも十分我々も理解できるんで、その辺も計画、せつかく計画立ったから、立てた以上はある程度はそのラインに乗ってってもらいたい。これは100%いくかどうかは別にしても努力して、やっぱり今後進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。要望で結構です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了します。

傍聴議員、よろしいですか。何かありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、公共施設等総合管理計画の改訂についてを終わります。

次に、委員より経営戦略課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で経営戦略課を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、（2）甲斐市文化財保存活用地域計画（案）のパブリックコメント等の結果について、担当より説明をお願いいたします。

高須生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（高須秀樹君） それでは、生涯学習文化課より、甲斐市文化財保存活用地域計画（案）のパブリックコメント等の結果について報告をさせていただきます。

資料の8ページ、9ページをお願いいたします。

今回、議員の皆様からいただきました意見・提言はゼロ件でありました。教育委員の方からは4人、7件の意見をいただきました。パブリックコメントにつきましては、本年1月19日から2月10日までの間、受付をしたところでありましたが、ゼロ件でありました。

教育委員の方からいただきました意見・提言の内容を報告させていただきます。

8ページ中ほどから表にまとめてあります。

最初に、ナンバー1であります。記載されていない歴史文化資産がある。神社所有の直刀を認定してほしいという意見をいただきました。これに対する考えといたしましては、本計画書の「甲斐市の文化財と概要」、「甲斐市の歴史文化の特徴」では、主だった歴史文化資産を記載しており、直刀につきましては把握はしておりますが、全ての文化資産を記載し紹介することは紙面上難しいということから、記載しないことをご理解いただきたいと存じております。

未指定文化財につきましては、今後順次調査をしていく計画であります。

次に、ナンバー2であります。学校教育への活用として、本計画の図や写真の配付、市所有の資料や授業案の提示はどうか。また、自治会主催の高齢者を対象としたいいきいきサロン等において、地域の文化財を紹介し、その折に地域の情報収集を行ってはどうかという意見に対しましては、現在も学校や自治会からの依頼による出前講座や、教職員を対象とした講座等を開催しております。

今後も継承や活用のために、文化協会郷土研究部やジュニアリーダー等と連携を進めていくとともに、いきいきサロンにつきましては、担当課である長寿推進課を通じ、さらなる周知をしてまいります。

続いて、9ページをお願いいたします。

ナンバー3、「文化財の防災・防犯」について、予防が第一であるが、天災等の防ぎ切れない災害に対して、万が一の対策を検討しておくことが必要ではないかという意見につきましては、文化財の防災・防犯対策として、マニュアル等を作成し、所有者や自治会等と連携した対策の確立を検討することとしております。

次に、ナンバー4であります。児童・生徒向けの夏休み講座等、短期的な取組に加え、小学校3・4年生の社会科副読本「わたしたちの甲斐市」に本計画を可能な限り反映させて改訂してはどうかという意見に対しましては、社会科副読本は地域の歴史・文化を知る上で有用であり、改訂時は相談を受けておりますが、次回の改訂時は反映できるように進めてまいります。

次に、ナンバー５であります。歴史文化資産を直に見聞きすることが大切なので、現地で解説を重要視していただきたいという意見に対しましては、今後も市民向け講座を積極的に開催し、また参加者の主体性をより重視したワークショップ等の開催も検討してまいります。

次に、ナンバー６であります。ジュニアリーダーによる子供たちへの伝承活動を市民対してPRし、参画を促す取組をしてはどうかという意見に対しましては、文化協会郷土研究部やジュニアリーダーと連携し、多くの市民に知っていただき、関心を持った方々に参画を促していきたいと存じます。

最後に、ナンバー７であります。情報発信の方法は「インターネットやSNS以外に、直接話すことが重要」と記載があるが、インターネット等は有効であると思うという意見に対しましては、「インターネットやSNS以外に」を「インターネットやSNSのほかに」と改めさせていただきます。

また、今後の予定であります。文化財保護審議会に現在諮問を行っているところであります。令和４年度には文化庁へ認定の申請を予定をしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） 質疑がないようですので、委員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市文化財保存活用地域計画（案）のパブリックコメント等の結果についてを終わります。

次に、委員より生涯学習文化課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で生涯学習文化課を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 １時５５分

再開 午後 1時56分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、（3）（仮）甲斐市自治会事業応援補助金について、担当より説明をお願いいたします。

相川市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 市民活動支援課です。よろしくお願いいたします。

（仮称）甲斐市自治会事業応援補助金について説明をさせていただきます。

資料は10ページになります。

まず、目的等でございます。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、ここ約2年間の間、自治会主体のお祭りや運動会、敬老会などの各種事業は開催することができず、地域コミュニティは希薄化し、自治会活動は衰退化する傾向になります。

そこで、感染症対策を行った上で自治会事業を開催し、多くの住民が参加することにより、地域コミュニティの醸成を図るため、事業に係る経費の一部を補助し、自治会活動の支援、自治会活動の活性化等を行うものであります。

次に、事業概要でございますが、自治会主催事業に対する補助金交付を、市と市自治会連合会が連携して行うものであります。なお、令和4年度のみの実施を予定をしております。ただし、コロナウイルスの感染状況によっては期間の延長も検討する予定となっております。

補助金額の上限ですが、1つの自治会で申請する場合については5万円、2つの自治会で合同で事業を行って申請する場合については10万円、3つ以上の自治会で申請して事業を行う場合には15万円を上限とさせていただきます。これにつきましては、小規模の自治会が近隣自治会と事業を合同開催する場合を想定し、複数の自治会による申請も可能とするものでございます。

対象事業ですが、自治会主催事業、これは単独、合同でやっても同じです、の行うお祭り、運動会、敬老会などを対象事業とさせていただきます。なお、宗教・政治関連の事業は除かせていただきます。

対象経費ですが、感染症対策関連経費、消耗品、使用料、賃借料などとなっています。なお、備品や飲食代は除かせていただきます。

その他としまして、この補助につきましては市の直接補助ではなく、市自治会連合会で行

っております現行の補助金制度を活用して、補助金を交付する予定でございます。各自治会におきましては、市自治会連合に対して交付申請手続等を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと聞いておきたいのが、この事業、当然こういった事業について補助金出していただけると大変いいことだと思うんだけど、これは年間幾つやっても、それは1つとか数の制限とかいうのはどうなっているんですか。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 特に、事業の件数については制限を設ける予定はございません。あくまでも金額という形ですので、例えば2つの事業で5万円の場合は、5万円以内であれば、それぞれ2つの事業を対象事業として上限の5万円まで交付する予定でございます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 仮に例えばお祭りをやって、それでまた秋かな、運動会形式のもやって、敬老会みたいなもの、3つ事業を自治会でやると。それは3事業全部3回とも、例えば5、5、5で合計15万なるけれども、それは申請でもらえるということなのか。その辺はどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 私のちょっと説明が、ちょっと曖昧で申し訳ございませんでした。あくまでも1自治会に当たり5万円を上限とさせていただきますので、事業は例えば3つやったとしても、5万円が上限ですので、今、赤澤委員のおっしゃった1事業5万円という形ではなくて、1自治会に対して5万円というカウントをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） そうすると自治会で1つの事業、運動会にしても、敬老会にしても、1つの事業に対して5万円出すという解釈でいいのかな。1事業。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） あくまでも1自治会ですので、事業は幾つやっても5万円しか、市とすれば交付しないという考えでございます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 確認で、仮に運動会の場合、スポーツ推進で運動会に対して補助金出したよね。それとは別途これは、例えば申請すれば、それとは異なるということですね。確認で。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） スポーツ振興課で行っております補助はたしか2分の1ですから、残りの2分の1に対してこの5万円は充てていただいても補助とさせていただけたらと思っております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

清水委員。

○委員（清水和弘君） 今のスポーツ推進の件ですけれども、1事業に対して15万円上限でしたよね。それから、軽スポーツに関しては7万5,000円という設定の中で金額設定がありますけれども、3分の1とか2分の1とかという表現ではないような気がするんだけど、それに対して5万円別枠で考えてもらっていいということではないんですよね。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 先ほど赤澤議員にもお答えしたとおり、市からの例えばスポーツ振興課とか、それ以外のもともとある既存の補助金を使っていただいて、残りの部分にこの5万円を充てていただいても全然問題ありませんので、そういった形で事業を進めていただければ一番有効活用ができるのかと思っております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水和弘君） 残りの費用という考え方でしょいかね。上限が15万と決まっていますでしたっけ。それから、軽スポーツで7万5,000円。それから、例えば共同募金のスポーツ関係で、それは何%だったか決まっているけれども、運動会に関してはたしかそんな、私の記憶間違いかな。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 例えば自治会の体育事業をちょっと例に取りますと、補助金額は補助対象経費の2分の1以内で、1自治会当たり年間15万円でございます。例えば、50万円かかったとしますと、15万円しか頂けないというような状況で、残りの35万円に対して、その35万円がありますので、そこに5万円を充てていただいで大丈夫という状況になります。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水和弘君） 了解です。そればそうだなと思います。ありがとうございました。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了します。

以上で、（仮）甲斐市自治会事業応援補助金についてを終わります。

次に、（4）保護司に対する補助金についてを、担当より説明をお願いいたします。

相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 続きまして、保護司に対する補助金について説明させていただきます。

資料は11ページになります。

保護司の状況でございますが、保護司は犯罪をした人や少年の立ち直りを地域で支えるボランティアとして活動、これは更生保護活動でございますが、を行っておりますが、近年社会情勢の変容や保護司の処遇活動が困難になっている影響もあり、保護司の適任者の確保が困難なため、保護司の人員は全国的に減少傾向にあります。

保護司を安定的に確保し、保護司制度を将来にわたって充実強化していくことは更生保護の喫緊の課題となっております。

ちなみに、全国では今4万7,000人の保護司の方がいらっしゃいます。県内につきましては、490人というような状況になっております。これは人口や犯罪状況等によって定数が決められているものです。

保護司でございますが、非常勤の国家公務員ですが、給与の支給はございません。保護観察を行っている場合は、実費の費用弁償等の支給はございます。任期については2年で、再任が可能となっております。

甲斐市の保護司でございますが、3つの支部がありまして、それぞれ竜王支部が15人、

敷島支部が7人、双葉支部が6人、合計28人の保護司が現在いらっしゃいます。

また、甲斐市が所属しております峡中保護区保護司会、昭和町と中央市、それと甲斐市で構成しておりますが、それぞれ中央市には12人、昭和町には6人の保護司がいらっしゃいます。現在、中央市、昭和町もそれぞれ自治体から補助金を頂いている状況でございます。

今回の補助内容でございますが、更生保護の一役を担う保護司の活動は、犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すために重要であり、保護司の活動・安定的確保及び保護司制度の充実強化を図るため、年間活動費の一部を助成するものでございます。

補助内容でございますが、補助金額は1人当たり3万円。交付先につきましては、先ほど説明した3つの支部に、それぞれ人数に対して交付をする予定でございます。交付開始につきましては、来年度、令和4年度を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今の説明の中で、昭和町、中央市はもう現状お支払いしているという形の中で、県内ほかのところの状況はどんな状況なのでしょう。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 申し訳ございません。今回ちょっとそこまでは全ては調べておりません。先ほど言いました峡中ですと、中央市は補助額が1人当たりに換算しますと4万1,833円、これは支部のほうに交付しております。昭和町につきましては、1人当たり3万8,000円というような状況になっております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） うちの場合は1人あたり3万円ということだね。これは金額が妥当かどうかは別にしても、私は結構、何人かこの保護司やっている人も知っている人もいるんだけど、なかなか大変だし、それで自分が例えば任期になっても代わりの人がなかなか見つからない。どうしても自分が辞めるときには自分が後継者を見つけるような感じらしいんだよね。本当に大変苦労しているようなんだけど、その辺のところのあれも、金額ばかりじゃなくて、そういったフォローというかその辺の相談相手というのは、そういうのは行政はできないんでしょうか。その辺はどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 今、赤澤委員のご質問のとおり、保護司が例えば辞める場合については、後任者の選任はあくまでも基本的にはその方がなさっているような状況はお聞きしております。

所管が、あくまでの法務局が全て事務手続をやっておりますので、そこら辺私どもは全てを把握しているわけではございませんが、同じように法務局が関連している人権擁護委員につきましては、市のほうが議会の同意を得て推薦するような状況がありますもので、また保護司の事務局がございますので、必要に応じてそういった適任者がいない場合についてはご相談を受ければ、市としての把握する限りでの適任者がいれば、そういった場合にはご相談に乗って選任のほうを推薦するような形が取れればと思っております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、本当に相川課長言ったように、そういう形で、やっぱり金額は当然これは補助金という形だから、これはいいことだと思うんだけど、そういった相談というか、後任者とかいろんなまた問題もあるかもしれないので、ある程度基本的には法務局のほうからなるらしいんだけど、相談に乗ってやって、やっぱり市の安全、ここにあるとおり安全を確保するという、犯罪をよくするというのがこれが目的にうたってあるので、やっぱり行政としてもそういったものをやっぱり補助というか、してあげる体制が今ここでどういう体制を取るかどうかちょっと分からないんだけど、そんなふうな体制もできたらしてあげたら、やっぱり今度は保護司も受ける人も次は誰かそういうのも代わりの人がいると言えば、割と受けやすい体制づくりというかな、そういったことも必要じゃないかと思うんで、その辺は今後考慮して研究してみたらどうかと思いますけれども、その辺はどうですか、課長。

○委員長（内藤久歳君） 長田部長。

○生活環境部長（長田裕二君） 保護司の相談とかそれについては今、課長が説明したとおり、できるのであれば市のほうも関わっていきたいと思います。

また、課長の説明の中にも今、保護司の給与というのがないということで、多分管轄とすれば、国とすれば法務省になると思います。また、市長会等を通じた中で、その保護司の処遇面の改善も国のほうに要望を入れて、少しでも活動しやすいような環境をつくってやるというのが一番だと思いますので、そういう要望等も今後入れていきたいと思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 一つ二つちょっとお聞きしたいんですが、ここに中巨摩にある実費費用等、費用弁償を実費で支払っているということなんですけれども、これはどこから出ているんですか。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） これは国のほうから出ております。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 市からは、じゃ、一切出ていない。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） この実費弁償というのは、保護司の方が例えば仮釈放とか、そういった方々を保護観察している際に費用が出ますので、それ以外のときは何も支給がございません。あくまでも保護司としての職務を遂行しているときに出るものですので、それは国の事業でございますので、国からこういった実費弁償が出ますけれども、市は一切そういったものには支出はしておりません。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） この補助内容、2番の補助内容ですが、この補助金額の3万円というのは、これは市からということですか、今度は。

これは要するに、保護司の活動が活発になるようにということで、きっと出すんだと思うんですけども、この甲斐市の保護司、今ここに合計で28人いますよね。この人たちが一堂に会して、何かいろいろの話を協議するということはないんですか、今。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 峡中地区の保護司会という中央市を含めて中央市、昭和町を含めてありますので、そういった全体の会議は当然あると思いますし、ご承知の通り双葉庁舎の2階に事務所を構えておりますので、必要に応じて多分集まることは当然あると思います。

ちょっと私の説明が不足だったと思うのですが、補助金の3万円という形の中で、これは実は今、年間1人当たり5万円ほど実費で、例えば峡中保護司会とか県の保護司会の負担金を

払って、あとは研修の費用も実費で自分が払っているというような状況がありましたので、それに対して市が一部助成するよという形で3万円を補助するという形を、新年度から取らせていただければと思っております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） いずれにしても、今ここで保護司がいろいろ全国的にも減ってきているというような傾向のことを言っている中で、やっぱりこれを活性化するためには、やっぱりある程度は市で補助を考えなければいけない。

費用弁償でも何でもいいんだけど、なおかつこの峡中の保護司会ばかりでなくて、せっかくこういう竜王支部とか敷島支部、双葉支部とあるんだから、やっぱり年間で一堂に集まっているいろいろな話をしていくというのは、こういう保護司のこの団体というか、こういう制度がある以上はやっぱりそういうことをやっていくべきだと、国の管理だと言えばそれまでだけでも、市としてもやっぱりそういうことに関与したほうがいいんじゃないかなと思うんだけど、その辺どうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 有泉委員からそのようなご意見をいただいておりますが、実態的に例えば市が関与している部分では、社会を明るくする運動とか、そういったものに対して、あとは保護司の活動として、地域の中学校なんかで学習活動という形で講演活動等は実際していただいております。そういう場合は結構コンタクトを取って、いろんなお話をするような状況があります。

ただ、一堂に会して、例えばそういった集まりがあるのがちょっと私ども全て把握をしていないんですが、できるだけ後方支援という形じゃないですが、保護司の方が定員が減っているような状況の中で、安定した活動ができるように、今回は金銭面でございますけれども、それ以外のことで必要なものがあれば、また保護司会の支部のほうとも協議した中で必要なサポートはしていければと思っております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了します。

以上で、保護司に対する補助金についてを終わります。

次に、（５）自治会に関するアンケート調査結果について、担当より説明をお願いいたします。

相川市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君）では、引き続きまして、自治会に関するアンケート調査結果について説明をさせていただきます。

初めに、自治会活動等に関するアンケート調査でございます。

これにつきましては、自治会の組織、活動状況及び自治会の抱える課題を把握し、今後の自治会の取組や運営、支援等に生かすことを目的にアンケート調査を実施したところでございます。

調査につきましては、市内136自治会の自治会長に回答をお願いいたしました。

調査方法は郵送による調査で、昨年10月に行ったものでございます。

アンケート内容につきましては、自治会役員、自治会費、自治会活動の内容や課題等、自治会に関する基本的な事項について調査を行いました。

アンケート結果ですが、136のうち118の自治会からご回答をいただいたところでございます。

回答内容につきましては、お手元の資料の厚い別冊がございます。150ページを超えておりますので、内容をかいつまんで説明をさせていただきますので、そちらのほうよろしくお願いいたします。厚いほうです。

では、かいつまんで説明をさせていただきます。

資料の6ページをお願いいたします。

まず、問1で自治会長、それから役員に関する質問ですが、自治会長の多くは男性で、年齢は60歳以上が多数を占めております。また、職業は自営業または無職ということで、現役を退かれた60歳以上の男性という自治会長が多数となっております。

また、在職期間ですが、1年が最も多い回答がございました。これは双葉地区のほとんどの自治会が1年任期という点が回答に反映されているところでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

12ページの間4では自治会長の選出方法ですが、この後も出てくるんですが、役員の成り手がいないという実情が反映されてか、輪番制が最も多いという回答となっております。

また、17ページの間5の（2）では、自治会役員の男女比について回答をいただいております。多くの自治会では役員のほとんどが男性という状況にあります。

続きまして、19ページをお願いいたします。

19ページでは役員の担い手不足について聞いております。輪番制を用いている自治会では担い手不足はあまり生じていないようですが、それ以外では担い手不足は確実に生じております。また、その原因として役員の負担や活動のための時間が取れない、また地域のために頑張ろうと思う人が減っているというような回答が多くありました。

続きまして、少し飛びまして76ページをお願いいたします。

76ページの間12の6ですが、年間の自治会費、それから84ページの12の8では、自治会の入会金に関する質問を行っております。自治会の入会金ですが、竜王地区は徴収する自治会が多く、双葉地区は半数近くが入会金を徴収し、金額も若干高めとなっております。なお、敷島地区では徴収する自治会はほとんど少ないというような状況があります。

続きまして、100ページをお願いいたします。

問15の自治会役員の業務のうち、特に負担とを感じるものについてお聞きしております。回答を見ますと、役員会、総会等の開催、行政や公的機関が主催する会議の出席に対する回答が多く見られます。

続きまして、122ページをお願いいたします。

問19では、自治会活動を行う上での課題について聞いています。

課題として、先ほども言いましたが役員の成り手不足、役員や住民の高齢化、自治会活動に関する関心の低下などの回答が多くあります。

続きまして、138ページをお願いいたします。

138ページの間22では、自治会活動の活性化に役立つ行政の支援、取組についてお聞きしております。回答として、行政等の公共機関が行う会議の見直し、出席回数の削減、また補助金申請等の書類の簡素化のほか、他の自治会の取組の紹介などの回答が多くありました。

最後に、144ページをお願いいたします。

144ページ以降はご意見やご要望について自由記載となっております。項目別に分かれておりますので、また後ほどご参考にしていただければと思います。

以上、自治会活動等に関するアンケート調査の結果を終わります。

続きまして、小規模自治会の統合に関するアンケート調査について説明させていただきます。

総務教育常任委員会資料にもう一度戻っていただきまして、12ページのほうをお願いいたします。

こちらにつきましては、市内の小規模自治会、これは50世帯未満の自治会でございます、そちらを対象に自治会活動の課題等を把握し、自治会の統合等に向けた支援を行うためアンケート調査を行ったものでございます。

対象は市内の50世帯未満の自治会35自治会に対して、郵送により調査を昨年10月に行いました。

アンケート内容につきましては、小規模自治会の課題や統合等に関する考えについて調査を行ったものでございます。

アンケート結果ですが、28の自治会からご解答をいただいたところでございます。

回答内容について若干ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、今度はこちらのちょっと薄めの小規模自治会のアンケート調査結果をお願いいたします。

結果の3ページ、4ページをお願いいたします。すみません、2ページ、3ページですね、すみません。

問1、それから4ページの間2では、地域や自治会活動について困っていること、課題についてお聞きしております。回答ではさきの全自治会に対して行いましたアンケート結果と同様に、人口減少、高齢化、役員の成り手不足に係る課題のほか、防災面での不安について回答する自治会などもありました。

5ページをお願いいたします。

5ページの間3では、自治会の統合に関する質問を行いました。ここにありますとおり5年以内、あるいは10年以内に統合の必要性を感じている自治会が合計で11自治会、また今のところ必要としない自治会が12自治会出ました。

また、次ページの間4では、統合の相手についてお聞きしております。統合が必要と答えた11自治会のうち8自治会は、統合の相手となる隣接の自治会があるという回答をいただいたところでございます。

最後に、8ページには、統合に関する行政の支援についてご意見等をいただいたところでございます。

以上がアンケート結果になります。

最後に、その他として、このアンケート結果の公表でございますが、各自治会につきましては4月に行われます3つの支部の会議において、全自治会に配付をする予定となっております。

また、行政に関する要望とか意見等ございました。市の職員に対しましては、市のグルー

プウエアに内容を掲載して周知等を図りたいと思っております。

また、アンケート結果の活用でございますが、市自治会連合会においてアンケート結果を基に、自治会における課題等について協議を行うとともに、関連する市の担当とも連携をし、自治会活動の支援等に結びつけていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願ひいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、説明受けて、これは正直言って私のところの自治会も当然これが当てはまるんで、本当に成り手不足が本当に、少ないんだよね。うちの自治会なんかまだ結構高齢化が進んでいるというか高齢者が多いんで、割とその辺は何とかクリアできているんだけど、ある程度新興住宅地とか、そういうところでたまに話聞くとなかなか難しいと。組単位でまわったり、いろんな形で早く言えば強引に無理やりというか、押しつけてその人になっているような状況も耳にするところもあるんだけどね。

だから、こういったところから調査して、せっかく調査したんだから、その辺のところを今後どんなふうに行行政として自治会との中に入って対応していくというか、こういった問題をできるだけクリアすることを、どんなふうな今後考えがあるか、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 先ほど最後のその他でも申しましたとおり、このアンケート結果を基に、もう少し分析しながら市の自治会連合会、特にあと地域性というものがありますので、旧町単位になりますけれども、各支部がございますので、それぞれに合った課題の解決方法を支部も含めた中で市と連携して、例えば成り手不足についてこういう事例がありますよとか、逆に今、非常に先ほど言いましたように輪番制という形が非常に多くなっています。これはやっぱり成り手不足、それから高齢化といったものがかなり大きな要因となっておりますので、そのよしあしも当然あると思います。

そうは言っても、やっぱり自治会役員がいなければ自治会運営もできない中で、こういった形がいいのか、それぞれ各自治会の状況に応じていろんな取組を、他の自治会の取組を聞いた中でいい方向に持っていけるよう、市としても連合会を連携して進めてまいりたいと考

えております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ぜひ、その辺のところを対応してもらいたい。結局、行政連絡員というのかな、自治会長になっている行政の協力委員とか、行政のいろんなことに携わってもらっている協力していただいているという形を取って、市のほうも若干補助金を本当に少ないけれども、出して結構活動してもらっている経緯もあるので、その辺のところもよく連携を取りながら、できるだけ負担を、あまりさせないような方法を相川課長の頭のいいところで練っていただいて、できるだけそういったものを、できれば行政の中であまり負担が多くなると当然こういった問題が出てきちゃうんで、そこら辺のところもよく自治会の人たちと話し合いしながら、できるだけその辺をクリアできるような形で今後して、これは当然末永くある問題だから、お願いいたします。せっかく調査したんだからそれをうまく生かしながらやってもらいたいと思います。

それでいいですか、別件で。

○委員長（内藤久歳君） どうぞ。

○委員（赤澤 厚君） あと、一番上の小規模の自治会ということで小浦議員もいるんだけど、我々の旧の敷島町の上3区という睦沢・吉沢・清川という部落が結構高齢化、特に清川なんかは高齢化が進んで皆さんご承知だと思うけれども、相当ななか自治会の行事を行うのもちょっと難しいという形もあるんでね。

そうかという、じゃ、隣接の区と一緒にするというのもかなり離れていて、そことなかなか、気持ちはあるけれども、距離的な問題とかいろいろ条件が整わないということもあるので、その辺のところも十分意見を聞きながら、地域に寄り添った行政が相談に乗って、やっぱりほとんど限界集落という言葉は言っちゃあまりうまくないんだけど、年寄りだけの状況なんで、ここで関係ないかもしれないけれども、防災とかそういった問題も対応できない状況なんで、その辺も十分対応していただき、これは要望で結構ですので、十分その辺を考慮してやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

清水委員。

○委員（清水和弘君） 先ほどの12ページの自治会の会長の選出方法ということで、3番目の輪番制がたくさん多いということで49自治会、いわゆるアンケート要するに設問がその他までなんですけれども、先ほどちょっと話が出たように、どのくらいの規模の自治会がや

っぱり多いのか。

それから、この輪番制の輪番の方法、こういったこともぜひ今後の説明会の中で掘り下げていただいて、もし参考になるようなことがあれば、やっぱり各自治会に示してもらいたいですね。非常に期待できることだと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（内藤久歳君） 答弁求めますか。要望でいいですか。答弁求めますか。

○委員（清水和弘君） 答弁を。

○委員長（内藤久歳君） 答弁をお願いします。

相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） ご質問にありました輪番制のやっている自治会の規模、世帯数だと思うんですが、ちょっとそこまでは今手元に資料がございませんので、何とも言えませんが、やはり一番、先ほどもお答えしたとおり説明したように、双葉地区が非常に多い状況にあります。形式とすれば大体、年齢構成で会計、副区長、区長、自治会長、ステップアップで、中にはもう表を作って向こう10年間のあれが決まっているような自治会もございます。それ以外は例えば多いのが組ごとに、組から選出していただいて、ブロックをつくってその中で話し合いで決めるとか、それぞれやっぱり自治会が10あれば10輪番制のやり方があるような状況はお聞きしております。

また、そういった点は、先ほど言いましたように支部、やっぱり地域性というものがありますので、その支部で集まってこれをもう少し掘り下げて、具体的な情報について例えば調査をするとか何か必要なものはやって、ほかの自治会の参考になるよう市民活動支援課としても対応等をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水和弘君） まさしく選出方法については、皆さん苦慮しているところだと思いますので、ぜひその辺を指導とか強制はできないでしょうけれども、いずれにしても掘り下げていただいて、知恵を貸していただきたいと、そんなような形で進めていただければよろしいかと思えます。そんなことを要望して終わります。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今回たまたま一般質問をさせていただくんで、この自治会について、今日は、皆さん実情を知ってもらうために今回一般質問をするんだけど、そのときにま

たいろいろ話はさせてもらいたい。

でも、ここで一つだけ言っておきたいのは、ぜひその自治会の重視性というものをもっとアピールしてもらいたい、市からね。自治会の連合会を通してでも、各住民に対してでも、そういうやっぱり自治会の重要性というものをやっぱり災害なんかの場合の自助、共助の問題もあるわけだから、その辺をぜひ重点的に考えていってもらいたいと思います。

あとの細かいところは、また一般質問でさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了します。

以上で、自治会に関するアンケート調査結果についてを終わります。

次に、（６）市民温泉の運営・温泉施設運営検討委員会答申について、担当より説明をお願いいたします。

相川市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

甲斐市民温泉の運営・温泉施設事業運営検討委員会の答申について、併せて説明させていただきます。

初めに、甲斐市民温泉の運営について説明いたします。

まず、経緯でございますが、昨年11月24日の総務教育常任委員会において報告をさせていただきましたが、市民温泉3施設の指定管理者につきましては、令和4年度からの3年間の指定管理者が選定に至らなかったことに伴い、新たな管理運営体制について庁内協議を行うということを報告をさせていただきました。その後、庁内協議を行った結果を含めて説明をさせていただきたいと思っております。

運営内容でございますが、令和4年度の運営につきましては、民間事業者への3施設の運営委託、施設管理につきましては市が行います、運営委託でございますので、簡単に言いますと、指定管理者制度が始まる前によく用いられた、人を派遣していただいて日々の運営を行っていただくというような状況でございます。これにつきまして、4月に入札を行いました、業者を決めたいと思っているんですが、もし入札が不調の場合につきましては、市のほうで従業員の方を雇用して直接運営することも検討しなければならないと思っております。

また、入札が順調に落札された場合につきましては、現在のところ5月、6月を運営に関

する準備期間としまして、おおむね4月から6月いっぱいまでの3か月間を3施設とも休業させていただきまして、7月1日からの運営再開を考えております。この4月から6月までの3か月間の休業ですが、先ほど言いましたとおり入札による落札者がなく、不調となった場合は先ほど言いましたとおり、市の完全直営による運営に向けた人の確保や、運営委託費に計上してあります予算の組換え等の事務手続も考慮し、この休業措置を取らせていただくことを考えております。

なお、このスケジュールは先ほど言いましたとおり、あくまで現段階のもので、7月からの運営再開が前倒しできる場合につきましては、そのように対応したいと考えております。利用者の皆様には大変ご迷惑とご不便をおかけしますが、ご理解をいただきたいと考えております。

なお、休業等に関するお知らせにつきましては、来週以降早めに各施設に掲示するとともに、ホームページや広報においても周知を図らせていただきたいと思いますと考えております。

次に、3のその他でございます。

釜無川レクリエーションセンターの県有地の契約について説明させていただきます。

資料の一番最後、総務教育常任委員会資料の一番下に地図がございますので、そちらの地図をご覧くださいいただけますでしょうか。

市では釜無川レクリエーションセンターの建物があります太卒の土地のほか、釜無川レクリエーションセンターの北川、道路を挟んで北側に、西八幡公園釜無川レクリエーションセンター駐車場と、ちょっと小さい字で三角形の土地があります。そことその左側の道路を挟んだ細長い土地がずっと北に延びておりますが、そこが公園用地、それから駐車場用地として、釜無川レクリエーションセンター土地と合わせて約1万6,000平米を県から無償でお借りしております。そのうち、釜無川レクリエーションセンターに係る県有地を太卒で約6,000平米になります。

現在の契約は、令和2年4月から令和5年3月までの3年間となっております。

次に、今後の予定でございますが、昨年12月末に県が施行しました「県有地の無償貸付等に係る事務処理要領」に伴い、県が自治体に貸している土地についてその土地利用の公共性、公益性、県有地等の優遇活用の観点等から県において点数づけを行い、基準点に達しない場合は、その土地を借りている自治体は原則有償譲渡、要するに自治体による買取りか、有料により借りることになるという説明を過日いただいたところでございます。

こちらの釜無川レクリエーションセンターの県有地は有償譲渡、あるいは有償貸付けにな

るという可能性が高いということ、過日この土地の管理を行っている県土整備部の用地課より説明を受けたところでございます。これにつきましては、こちらの施設を有料で運営をしているかというところが大きなポイントとなっております。

今回の県の要綱施行に伴う市の対応につきましては、令和4年度中に県と協議を行う予定となっております。

以上が3番のその他の説明になります。

続きまして、温泉施設事業運営検討委員会の答申について説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年5月からこの2月までの間、委員会を開催し、現地視察や市民アンケートを行い協議を続けてまいりました。

答申につきましては、昨日、検討委員会から市長に答申が提出されましたので、本日の資料配付となりましたことをご了承願いたいと思います。

お手元に答申書の写しがございますので、そちらのほうをお願いいたします。

答申の概要について、説明をさせていただきます。

答申の3枚目の、2の検討結果について説明をさせていただきます。

(1) 温泉施設の公益性。

○委員長（内藤久歳君） ちょっと待って。

机の上に置いてなかった。今日配ったもの。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 答申書、3枚目です。ページがなくて申し訳ございません。検討結果の内容について説明をさせていただきます。

まず(1)の温泉施設の公益性、経営の妥当性でございます。

各温泉施設は地域住民とのつながりが強い施設であり、地域コミュニティーの場として、また地域の福祉や健康増進に寄与するなど公的サービスとして果たしてきた役割は非常に大きく、開設当初の目的を十分果たしてきたものと思われま。

しかし、開設から30年ほどが経過し、各施設の老朽化、民間温泉施設の整備や社会情勢、生活スタイルの変化、さらに中長期的課題となりつつある新型コロナウイルスの感染拡大に直面し、利用者の減少が続く中、今後これまで同様に自治体が多額の運営負担の下、運営すべきかどうか早急に検討すべきときを迎えています。

次に、(2)の施設の管理の適正性。

いずれの施設も適正な管理を行っておりますが、施設の老朽化により浴室、更衣室などの壁面等の汚れや、臭気などの改善が必要であり、この点は市民アンケートにおいても指摘が

あります。

引き続き各施設を運営する場合は、全体のリフォームを行うなど、衛生面に対する対応を行う必要があります。

(3)の今後の施設の在り方でございます。

本委員会としての基本的な意見は、公共施設個別施設計画の取組方針を踏まえ、老朽化等が進む施設、機械設備に係る今後の費用や利用者の減少、市民アンケートの内容、また県有地の借用に係る課題等を含め、令和4年度中を目途に施設別に新たな活用策や、大規模改修、建て替えを含む、民間への売却や譲渡、施設の廃止等について具体的な方針を決めていただきたいというものであります。

なお、存続する施設については、市の財政負担を考慮し、民間活力を取り入れた施設の建て替え、複合施設化や大規模改修等を図ることで、市内外を問わず、家族連れをはじめ幅広い年齢層の方に利用され、甲斐市全体の住民福祉、地域活力の増高等が図られるようお願いするものであります。

4、その他必要な事項として、温泉施設を多くの高齢者が利用し、地域の憩いの場として活用されています。施設の縮小等を図る場合は、高齢者が集える新たな通いの場を設け、高齢者のフレイル予防、健康づくり等に努めていただきたいと思います。

また、温泉施設を利用した、介護施設などへの用途変更なども、視野に入れるとともに、送迎バスの運行などのサービス提供についても検討をお願いするものでございます。

以上が答申結果の内容となっております。

最後に、資料15ページのほうにまたお戻りいただきたいと思います。

最後の3のその他でございます。

温泉施設事業運営検討委員会については、令和4年度も継続して開催を予定させていただいております。これは今回の答申を受け、令和4年度は各温泉施設についてより具体的に新たな活用策や存廃についてご協議をいただくため、引き続き委員会を継続するものであります。

なお、今月の第1回定例会に温泉施設事業運営検討委員会設置条例の所掌事務の一部の改正案を提出させていただく予定となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっとこの運営の今後の3月というか4月か、入札執行、入札不調の場合は市で運営を検討するということなただけけれども、入札執行ってこれは入札の当然、条件とか誰でも彼でも早く言えば業者、業種、全然関係ない業種が入ってきて、そういう業種でもいいのか。ある程度の条件というか、その温泉とかこういった施設のノウハウを持った業者に限定をするのか、その辺の考えはどうなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） まだ契約段階では具体的な方針等は決めておりませんが、基本的にはこういった温泉施設の、例えば指定管理をやっているところとか、そういった運営所の同様の施設をやっているところとか、最低な条件はつけたいとは思っております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然、あぁいったサービス業というか特殊な事業なんで、きっとある程度その辺はやっぱりノウハウを持っていないと。ただ、いや、いや、経営だけやっていけばいいやという問題じゃないと思うんで、やっぱりその辺も十分入札のときには検討、その中に盛り込むかどういう形ですか、それは任せますけれども、十分その辺は検討していただきたいなと思います。

別件で。

○委員長（内藤久歳君） どうぞ。

○委員（赤澤 厚君） それで結局これだったら不調に終わったというようになると当然これは市で運営するという、ここにあるだけけれども、その辺のところを市がやる場合の対応というか、今のところもし市としたらこんなような考えを持っているとか、今現在であったらお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 市の完全直営という場合、雇用の関係も含めて行う場合につきましては、今、各施設で働いている方は山梨交通が雇用している方たちでございます。今後、特に人員的な確保、それから経験等は十分積んでいただいた方々ですので、各従業員の方々には文書をもって、今後市の運営の方法とか入札の関係とか、そういったものを含めて説明をさせていただいて、最長でも3か月のお休みがありますが7月1日以降働いていただけるかどうか、そういった意向もお聞きした上で、もしそうやって引き続き働いていただ

く方がいらっしゃれば、そういった方々を雇用して、それから当然、今度は管理という、人事管理という部分がありますので、そういった方を新たに配置して、円滑に運営するよう進めていきたいと考えております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） そういった雇用をぜひお願いしたい。

僕もちょっと、たまに温泉行くからお風呂入っても分かるけれども、旧の町村ときから働いている人が結構いるんだよね。山交じゃなくて昔から敷島、双葉、竜王のときからもう働いている人が結構いて、地元の人が結構いるんで、そういった人たちも結構今心配も、やっぱり今後の就労に関して心配もしているということをちょっと耳にしたもので、その辺のところを対応をきちっとしていただければありがたいなと思っております。これは要望で結構ですのでよろしく願いいたします。

別件で委員長、すみません。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） それで今、基本的にこの施設を旧町村単位で始めたのはほとんど福祉が目的でこれを始めた。当時の例えば敷島の場合は、1億創生という中のお金を使っていたいて、温泉を掘って、市民のための福祉のための温泉という形でやった経緯があるんだよね。当然年寄りも多いし、若い人がなかなか入らない。利用者が少ないというのも、当初の福祉という形がスタートがあったので、そういったものがあったり、飲食がなかなか難しい。行政でやるものだから、あまりお酒飲んでやるということも問題があるなということで、最初は敷島を例に取ればそんなようなこともあったんで、そこら辺がちょっと利用者が難しかったかなと思うんで、今後の一つの課題として、今ここにもあるように若い人たち、家族連れ、そういう人たちも対象にしてやっぱりやるということになれば、そういったその内容、中の、その温泉ばかりじゃなくて、その辺のところも今後考慮する必要があると思うんだけど、その辺のところはどんなような考えなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） ご質問にありますとおり約30年前に、そういった地域福祉の向上、健康の増進ということで、各施設、本市のみならず近隣の自治体も同じように旧町単位に必ず1つ温泉施設があるというような状況で約30年経過して、先ほどの答申のほうにもありましたように、当初の目的はかなり達成されたものと思っております。

ただ、先ほどこの委員会の冒頭でも、公共施設の管理計画の中で費用対効果、それから全

体の公共施設の面積の縮減というような形の中で、この保養施設である温泉施設も取組方針の中に第1期の早期に、存廃、今後の在り方について早期に取り組むべきという形の中で、検討委員会を設置して協議を進めてまいりました。今後も令和4年度も各施設について今度は個別に、具体的に掘り下げていくわけですが、赤澤委員のご質問にありますとおり、アンケートにもやはり高齢者ばかりではなくてファミリー層、家族連れで行くような施設、それから飲食ができる施設、あるいは簡単な軽スポーツもできる施設、そういったものがあればもっと利用が増えるのではないかなというご意見もいただいておりますので、施設を例えば集約する、仮の話ですが、集約する場合は例えば民間活力を入れて、そういった複合的な施設の整備というのも一つの視野に入れていただければいいのかなと思っております。

また、これにつきましては、4年度から始まる検討委員会の中でも、より具体的な案が出てくると思いますので、それらの答申を基に市としても考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ありがとうございます。さっき言ったとおり、やっぱり多くの人に利用してもらうということになると、運営の内容というか民間なんか結構利用している人が多いんだよね。びっくりするくらい。うちより料金高い、僕もたまに行くんだけど、2割ぐらい高くても利用している。これは何かということもやっぱりもうちょっと検討していく必要があるのかなと。

そうするとやっぱり全体的に温泉は結構行く人がいるんで、やっぱり創意工夫をして、今後の運営というか、その辺も今度は次は委託するにしても、その業者等にも密に連携取りながら、やっぱり多くの人たちが利用しやすい、そういう施設として今後検討する必要があると思うんで、ぜひその辺は今後の課題として検討していただきたいと、これは要望で結構です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） それぞれの温泉の利用者数の推移とか、それを例えば5年なら5年どのような変化があるというようなのを公表されている資料というのはどこかにあるんですか。要するに、役所がそういう形のを把握している以外に、どこかに公表されているんです

か。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 指定管理の関係で利用状況とか、そういった運用面については公表している部分があります。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） それは公表されているというのを、一般の人はどういう方法で知り得るということですか。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） ちょっとすみません。指定管理の関係がどこが公表されているか、今ここでは把握しておりません。ちょっと調べてお答えをさせていただきたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） ほとんど、私もしばらく何か所か通ってみただけけれども、みんないつも固定客なんですよね。私、一日置きぐらいにぐるぐる回ったただけけれども、やっぱり時間帯によってはいつも同じ顔触れです。やっぱりそういうことが、いわゆる運営にも果たしてどうかな、これでは指定管理の業者も待てよというふうで、ちゅうちょされるという形は出てくるんじゃないのかなというふうには感じていました。

それで、釜無は特に事故もあったり、私も入ってみて危険です。それは以前にも話しました。やっぱり何か根本的に対策を考えないと、人も増えないんじゃないかということが、この計画書とか審議委員会の委員会でもう一回検討しましょうという答えしか出ていないということが、やっぱり今後審議委員会は4年度も継続していくということは、審議委員会で存続か廃止かの答えを出すところまで検討するというふうには考えるべきと私は思うんですけども、どうでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 先ほど令和4年度以降も検討委員会を存続するという形の中で、施設の存廃、新たな活用策というところを所掌事務として新たに付け加えますので、斉藤委員のおっしゃるとおり、それぞれの施設に対して既に1年間資料とか現地視察をしていただいて、確認したものは状況は非常に把握しておりますので、今度はもう一步踏み込んだ、まず市が諮問しますので、その内容について答申をいただけるものと思っております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

○委員（赤澤 厚君） 悪いね、課長。さっき説明受けた県のほうの関係、今度、今日もいろんな関係で県有地を有料化、有料というんじゃないけれども、ある程度適正な金額で借りたというのも話があって、これが甲斐市のほうのレクリエーションセンターの一部にあるということなんだけれども、これは結局うちのほうで今後借りていく上において、先程言ったこれを経営していくなら土地代というのかな、地代を払っていかなきゃならんということで、それは決定はしたという理解でいいのかな。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 過日、県の用地課から説明をしまして、先ほど言いましたとおり12月末に新しい県の要領が出ると。そこで点数づけをして無償か、有料かと。釜無川レクリエーションセンターは有料で営業していますので、そういった施設は無償になることはほとんど考えられないというような状況をいただいております。

ただ、ご承知のとおり令和4年度に様々検討委員会を引き続き存続させて、令和5年度以降をここをどうするかということを決めますので、またそれについては、また別途、公園とは別個にしまして、この施設の土地だけについては県といろいろ協議を進めて、例えばもう少し無償援助でいただくのか、それとも市が買い取って今後運営していくのか、はたまたもしかしたら仮にです、答申内容によってはこちらを取り壊して更地にして公園にするとか、いろんな考えが出てくると思いますので、その内容を県と協議を進めながら、市が買うのか、無償であと1年間だけ貸してくださいと言うのか、それを協議を進めたいというような状況ですが、現状ですと県の説明ですと、いずれ買うか、有償かと。今の状況ですと、こんなような回答をいただいております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的に、だから今レクリエーションセンター以外の南側のこの芝生があるところ、この黒枠の中の、あそこのところも要するに面積的にはうちはレクリエーションセンターの範囲の中のやっぱり賃貸になるということになるんだよね。全体の黒枠じゃないんだよね。その辺のところをちょっと誤解しても困るから説明してもらえますか。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 実はこの黒枠で囲っているところは地目が宅地になっておりまして、要は釜無川レクリエーションセンターでお借りしている部分になりますので、

実質的には建物が立っているところだと多分半分以下ぐらいになると思うんですけども、今宅地がこの6,000平米の黒枠になっておりますので、この6,000平米が今回の対象となる土地となります。

それ以外の例えば南側へのテニスコートとか、そちらのほうについてはもう市有地になっておりますので、全く問題ないというところなんですけど、ここの6,000平米だけは今後の対象となるというような状況です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） そうすると結局、黒枠のその範囲は要するに県の今、宅地になっている。その北側のほうは今、駐車場、レクリエーションセンターの駐車場とか、その辺のところは既存と同じような県のあれだから無償で県がうちは関係なくして、現状どおりで行うというか、そのままいいですということでもいいですか。

○委員長（内藤久歳君） 相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 赤澤委員の言ったように、先ほど言いましたこの小さく書いてありますけれども、レクリエーションセンター駐車場、それからその横の道路を挟んでちょっと細長い土地がずっと北側まで延びているんですが、約1万平米については、こちらについては公園という今、利用状況をしていて、公共性、公益性、それから公園整備というところの中で、多分点数づけは間違いなく無償になるでしょうというような回答はいただいております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市民温泉の運営・温泉施設事業運営検討委員会答申についてを終わります。

相川課長。

○市民活動支援課長（相川泰史君） 先ほど齊藤委員からあった利用者の関係なんですけど、公共施設の個別施設計画の中で、人数を掲載してありますので、それをホームページに載っておりますので、そちらを見ていただければ一応市民の方が見られるような状況はあります。

ただ、なかなかそこを開いていただくということは難しいかもしれませんが、一応できるような状況になっております。

すみませんでした、ありがとうございました。

○委員長（内藤久歳君） 以上で、市民温泉の運営・温泉施設事業運営検討委員会答申についてを終わります。

次に、委員より市民活動支援課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いいたします。

よろしいですか、

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で市民活動支援課を終了します。

引き続き、次第の4、その他を行います。

委員より、常任委員会関係で何かありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員のその他を終わります。

事務局、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、その他を終了します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時00分